

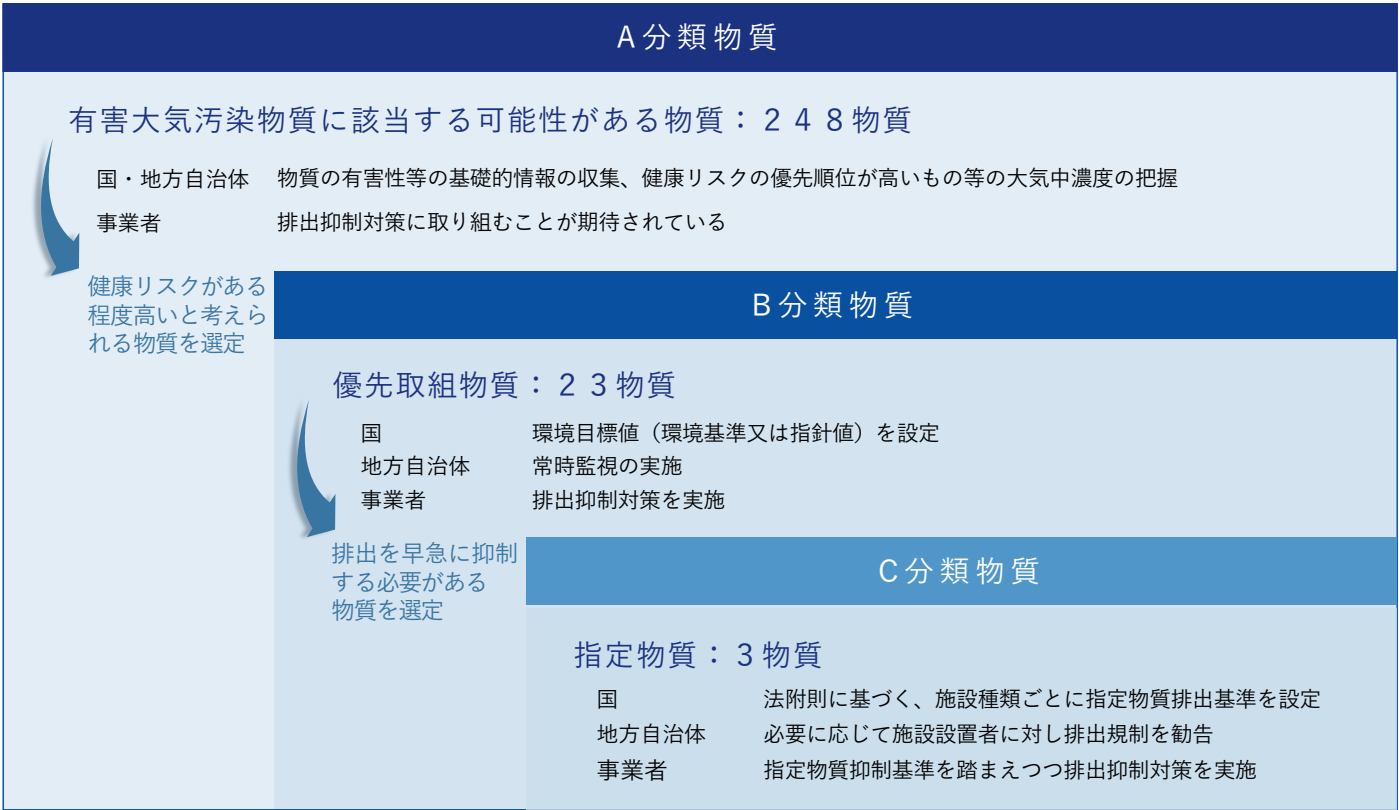
(実績) 大気汚染防止法

概要

大気汚染防止法は、国民の健康保護や生活環境の保全等を目的として、固定発生源における事業活動等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出規制や有害大気汚染物質対策の実施を推進すること等を規定しています。

当社では、大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質等の調査や、該当する可能性のある物質のうち特に優先的に対策すべき個別物質（優先取組物質）に関連する排出抑制対策支援等、官公庁を中心に政策支援を行っています。

- ・ 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質に関する基礎情報等の収集
- ・ 指定物質に係る排出抑制対策に関する検討
- ・ 酸化エチレンに係る排出抑制対策に関する検討
- ・ 諸外国における光化学オキシダント等の環境基準等の調査 等



有害大気汚染物質の関係図

近年の実績

- ・ 有害大気汚染物質の常時監視の在り方等調査検討業務（環境省 2023）
- ・ 光化学オキシダント健康影響評価に係る調査等業務（環境省 2023）
- ・ 諸外国における光化学オキシダント・PM2.5 等調査委託業務（環境省 2022～2023）
- ・ ヘリウムガス供給不足等を踏まえた大気・排出ガス分析法検討会運営業務（環境省 2023）
- ・ 酸化エチレン排出抑制対策調査検討業務（環境省 2021～2022）
- ・ 有害大気汚染物質の選定等に関する検討調査等業務（環境省 2021～2022）
- ・ 有害大気汚染物質に関する暴露評価等調査（経済産業省 2008）
- ・ 有害大気汚染物質リスク管理対策に関する調査（環境省 2006）
- ・ 有害大気汚染物質基礎情報等調査業務（環境省 2010）
- ・ 指定物質基礎情報等調査業務（環境省 2015～2016）